

日向東臼杵南部広域連合

広域計画

計画期間：平成23年度～27年度

（平成23年2月24日議決）

日向東臼杵南部広域連合

日向東白杵南部広域連合広域計画

も く じ

| | |
|------------------------------|----|
| 計画策定にあたって | |
| 1 経緯 | 1 |
| 2 計画策定の趣旨 | 1 |
| 3 広域計画の基本方針 | 2 |
| (1) 現状と課題 | |
| (2) 今後の基本方針 | |
| 1 一般廃棄物最終処分場の設置、管理及び運営に関すること | |
| 【経緯】 | 3 |
| 【現状と課題】 | 3 |
| 各町村の最終処分量の推移 | |
| 【施策の展開】 | 4 |
| (1) 管理型最終処分場の整備 | |
| (2) 情報の公開と啓発 | |
| (3) 関係機関との連携 | |
| 2 火葬場の設置、管理及び運営に関すること | |
| 【経緯】 | 5 |
| 【現状と課題】 | 5 |
| 火葬件数の推移 | |
| 施設の概要 | |
| 【施策の展開】 | 6 |
| (1) 安全で安定した施設の管理・運営 | |
| (2) 情報の公開 | |
| (3) 関係機関との連携 | |
| (4) サービスの向上 | |
| 3 ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関すること | |
| 【経緯】 | 7 |
| 【現状と課題】 | 7 |
| 焼却量の推移 | |
| 施設の概要 | |
| 【施策の展開】 | 8 |
| (1) 適正な管理・運営 | |
| (2) 施設の延命化の推進 | |
| (3) 情報の公開 | |
| (4) 関係機関との連携 | |
| 4 広域計画の期間及び改定に関すること | 9 |
| 資料編 | 11 |
| 1 協議組織 | |
| 2 委員名簿 | |
| 3 策定経緯 | |
| 4 策定フロー図 | |

日向東臼杵南部広域連合広域計画

計画策定にあたって

1 経緯

社会情勢がめまぐるしく変化する現代において、地方自治体も、より高度で多様化した行政運営が求められています。また、生活圏の拡大に伴う利便性の向上や地方分権・行政改革を推進するうえで広域行政の必要性がますます高まり、広域行政体制の整備が重要な課題となっていたことから、本圏域では、平成 10 年に「日向入郷広域行政研究会」(以下「広域行政研究会」という。)を設置して圏域の抱える課題解決のための調査研究を行い、老朽化した火葬場の建替えと、日向市を除く 7 町村における一般廃棄物最終処分場の整備を広域行政で行うことにしました。そこで、昭和 47 年からごみ焼却施設と、し尿処理施設の事務を広域処理していた「日向地区衛生施設組合」を発展的に解散させ、「日向東臼杵南部広域連合」を平成 13 年 4 月に設立しました。平成 17 年 4 月、広域連合設立の目的の一つであった「日向地区斎場東郷霊苑」が供用を開始し、また、平成 18 年 2 月には、し尿処理施設の事務を日向市に承継するなどし、平成 18 年度からは、最終処分場、火葬場及びごみ処理施設の設置及び管理運営の 3 つの事務を通して圏域住民の生活環境の保全と福祉の向上を図っています。

また、現在は、少子高齢化の急激な進行や本格的な人口減少社会の到来、地方分権から地域主権への流れなど、時代の大きな転換期にあり、社会経済全般にわたって大きな変革が迫られています。また、広域連合内部においても施設の老朽化の対応をはじめ多くの課題を抱えており、早急な解決が求められています。

このようなことを背景として、新しい時代に即した広域連合行政の推進を目的とした次期広域計画を策定しました。広域計画は、広域連合や構成団体の役割を明確にしながら広域連合の事務について具体的に示すもので、策定にあたっては、関係市町村担当課長等で組織する広域計画策定等委員会を設置し、これまでの 5 年間の成果を検証するとともに見直しを行いました。

2 計画策定の趣旨

広域計画は、地方自治法第 291 条の 7 の規定に基づき、広域連合を組織する市町村(以下「構成団体」という。)や広域連合が行う施策の指針を示すものです。構成団体の基本構想やその他諸計画との調和を図り、広域連合規約第 5 条に規定する項目について必要な事項を定めました。

(根拠法等)

地方自治法第 291 条の 7 の主な規定

- ・広域連合は、当該広域連合が設けられた後、速やかに、その議会の議決を経て、広域計画を作成しなければならない。

- ・広域計画を作成するに当たっては、市町村の基本構想及び他の法律の規定による計画であって当該広域計画の項目に関する事項を定めるものとの調和が保たれるようにしなければならない。
- ・広域連合は、広域計画を作成したときは、直ちに、構成団体の長に送付し、かつ住民に公表し、県知事に提出しなければならない。
- ・広域連合や構成団体は、広域計画に基づいてその事務処理を行わなければならない。
- ・広域連合長は、構成団体の事務処理が、広域計画の実施に支障があると認めるときは、議会の議決を経て、当該構成団体に対し必要な措置を講ずるよう勧告できる。

通知

- ・広域計画には、広域連合の処理する事務のみならず、構成団体が相互に役割分担を行い、連絡調整を図りながら処理することが必要な事務についても定めるものであること。(平成7年6月15日自治省通知)

3 広域計画の基本方針

(1)現状と課題

広域連合では、平成18年度に策定された第二次の広域計画に基づき、構成団体をはじめ関係機関と緊密な連携を図りながら効率的かつ効果的な事務処理に取り組んできました。このことにより、均一化されたサービスの公平な提供など、圏域住民の生活環境の保全と福祉の向上に大きく寄与してきました。

しかしながら、既存施設の老朽化や社会経済情勢の変化、並びに住民の多様化するニーズへの対応など、今後、事務量の増加や財政負担の増加が予測されます。

このようなことから、広域連合の事務運営にあたっては、さらなる効率化と財政負担の軽減を図っていく必要があります。

また、構成団体で組織している広域行政研究会では、新たな広域的な課題について研究を行っており、いくつかの課題が研究されています。広域連合では、今後もさらに広域行政研究会と連携する必要があります。

(2)今後の基本方針

広域連合は、広域連合及び構成団体の発展と住民福祉の向上を推進するため、以下のことを目指します。

- ・広域連合の運営協議体制の充実、構成団体や関係機関との連携の充実を目指します。
- ・広域連合の事務及び、負担割合について検証し、効率化・公平化を目指します。
- ・構成団体で組織する広域行政研究会と連携しながら、新たな広域的業務拡大に向けた調査研究を行います。

1 一般廃棄物最終処分場の設置、管理及び運営に関すること。

【経緯】

平成 11 年 2 月、日向市を除く構成団体旧 7 町村（以下「旧 7 町村」という。）は「宮崎県ごみ処理広域化日向・入郷地区市町村ブロック会議」において最終処分場を共同で設置することに合意し、同年 3 月に策定された「宮崎県ごみ処理広域化計画」において旧 7 町村が共同で管理型最終処分場を整備することが明記され、同年 7 月「日向・入郷地区ごみ対策協議会」（以下「ごみ対策協議会」という。）において広域最終処分場を門川町内に新設することが承認されました。旧 7 町村は、平成 12 年 4 月に「東臼杵南部広域最終処分場整備計画策定協議会」を設置し、基本計画の策定や建設予定地の周辺住民に対する説明等を行い、平成 13 年 4 月 1 日に広域連合が運営主体としてその事務を承継しました。平成 14、15 年度において、門川町内の建設候補地の一般廃棄物最終処分場基本計画の策定及び生活環境調査を実施しました。

平成 16 年 7 月のごみ対策協議会において、ごみの減量化と循環型社会の構築への取り組みを早急に推進するために、最終処分場整備より日向市を含む広域のリサイクルプラザ計画を優先させることが決議されました。平成 18 年 8 月に広域のリサイクルプラザ計画については、民間の複合型リサイクル施設をその代替施設として位置づけるという確認が構成団体よりなされ、平成 19 年 4 月に民間の複合型リサイクル施設が供用を開始しました。

また最終処分場の整備計画に関連して、平成 17 年 12 月に旧 7 町村が、平成 20 年 11 月、平成 22 年 6 月に構成団体の 2 町 2 村（以下「2 町 2 村」という。）が日向市に対して日向市最終処分場の共同利用の申入れを行っています。その間、広域連合はそれらの協議を見守りながら、必要に応じ最終処分場の整備に関する協議の場を提供してきました。

【現状と課題】

現在、2 町 2 村における一般廃棄物の最終処分については、燃やせないごみの残渣は、圏域外にある民間の管理型最終処分場に運搬して委託処理を行っており、燃やせるごみの焼却灰は、日向市最終処分場に埋立処理をしていることから、日向市最終処分場の延命化と安定した処理体制の構築を図るためには、安全で効率的な最終処分体制の確立が課題となっています。

これまで、広域最終処分場整備計画については、ごみ対策協議会において管理型最終処分場を門川町内に建設することを承認し、基本計画の策定及び予定地周辺の環境影響調査を実施しながら地域住民への説明会を行いました。建設予定地に隣接する地域住民の合意形成、必要な用地の確保など建設推進にあたっては多くの課題が残されています。

また日向市最終処分場への 2 町 2 村の共同利用申入れについては、日向市の回答に対する対応が課題となっています。

このようなことから、これまでの経緯や現状における課題を検証し、今後の広域最終処分場計画を推進するとともに、構成団体と広域連合間の情報の共有と意思の統一を図るための新たな協議の場の設置が求められています。

各町村の最終処分量の推移

(単位：トン)

| 区分・年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 門川町 | 1,254 | 1,366 | 1,178 | 1,075 |
| 美郷町 | 82 | 163 | 160 | 148 |
| 諸塚村 | 50 | 29 | 30 | 31 |
| 椎葉村 | 79 | 81 | 66 | 75 |
| 合計 | 1,465 | 1,639 | 1,434 | 1,329 |

数値は各町村より提供

【施策の展開】

(1) 管理型最終処分場の整備

2町2村の施設整備計画において、管理型最終処分場を門川町内に建設するとしていますが、日向入郷地区4R推進協議会(以下「4R推進協議会」という。)をはじめ、構成団体における一般廃棄物処理基本計画や「日向東臼杵南部地域循環型社会形成推進地域計画」、また国・県の計画との整合性も十分に考慮しながら施設整備の検討を進めていきます。また施策の推進にあたっては、構成団体による「広域最終処分場建設推進協議会(仮称)」を設置し、主体的に施策を推進していきます。

(2) 情報の公開と啓発

一般廃棄物最終処分場の構造・維持管理の技術基準や安全性、整備の必要性及び環境保全対策など必要な情報を公開し、圏域住民に対する積極的な啓発活動を行いながら環境意識の高揚に努めます。

(3) 関係機関との連携

建設予定地域の環境保全対策や合意形成等については、建設予定地の門川町と協力して適正に対応し、構成団体など、関係機関と緊密に協議を進めながら、円滑な事業計画を推進するとともに、広域連合と構成団体間における情報の共有と意思の統一を図ります。

2 火葬場の設置、管理及び運営に関すること

【経緯】

日向地区斎場東郷霊苑は、日向市、門川町及び旧東郷町が昭和 53 年 10 月に共同設置し、日向市への事務委託により管理・運営を開始、平成 13 年 4 月 1 日からは広域連合が運営主体として事務を承継しました。

旧斎場の老朽化に伴い、現在の斎場を平成 14 年度から平成 17 年度にかけて建設し、平成 17 年 3 月に完成、同年 4 月 1 日に管理委託を民間に変更して供用を開始しました。

その間、地域の環境保全と設備機器の適正な保守管理に努めながら、高品位なサービスが提供できるよう事業の進捗や運営データ等、業務運営にかかる各種情報等については広く公開し、開かれた行政運営に努めてきました。

その後、圏域住民へのサービス向上と施設の適正管理と効率化、並びに地球温暖化防止対策を積極的に推進するため、平成 22 年度に「日向地区斎場東郷霊苑管理運営中期計画（平成 23～27 年度）」を策定しました。

【現状と課題】

東郷霊苑は、圏域唯一の火葬場として、人生終焉の場であるとともに遺された方々にとって葬送のための厳粛な施設です。また、公衆衛生上の重要な施設としての役割を担っており、安定した施設管理が求められています。

それらの課題に対応するために策定した「日向地区斎場東郷霊苑管理運営中期計画」を基に、経年劣化による施設の老朽化と増加する利用数への対応や、多様化する住民ニーズに対する高品位なサービスの提供、地球温暖化の要因となっている、CO₂削減に向けた取組みや管理経費の平準化及び効率化を推進する必要があります。

火葬件数の推移

（単位：件）

| 区分・年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 日向市 | 624 | 645 | 661 | 663 |
| 門川町 | 187 | 204 | 198 | 203 |
| 美郷町 | 94 | 106 | 106 | 128 |
| 諸塚村 | 41 | 16 | 27 | 38 |
| 椎葉村 | 28 | 32 | 35 | 33 |
| 圏域外 | 27 | 32 | 24 | 26 |
| 合計 | 1,001 | 1,035 | 1,051 | 1,091 |

施設の概要

| | |
|------|---|
| 所在地 | 日向市東郷町山陰丙 619 番地 |
| 構造等 | 火葬棟：鉄筋コンクリート造 2 階建 1,152.3 m ² 待合棟：木造瓦葺平屋建 503.5 m ² |
| 供用開始 | 平成 17 年 4 月 |
| 火葬炉数 | 大型炉 5 基及び汚物炉 1 基 |
| 火葬方式 | 並流燃焼方式 |

【施策の展開】

(1)安全で安定した施設の管理・運営

日向地区斎場東郷霊苑管理運営中期計画（平成 23～27 年度）に沿って適正な管理運営と計画的な施設の維持保全に努めます。

(2)情報の公開

施設の運営状況や各種データ等、円滑な施設の管理・運営に係る情報については広く公開し、情報の共有化を図りながら開かれた行政運営に努めます。

(3)関係機関との連携

施設周辺地域の環境保全対策や合意形成等については、施設所在地の日向市と協力して適正に対応するなど、国・県・構成団体等の関係機関と緊密に連携し円滑な施策の推進に努めます。

(4)サービスの向上

火葬に関する事務の効率化を推進し、利用者に対して正確で分かりやすい事務手続きを追求するとともに、亡くなった方の尊厳を損なわない厳粛性と、遺された方々の心を癒せる霊苑の環境改善に努めます。

3 ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関すること。

【経緯】

現在の清掃センターは、平成3年3月に日向市、門川町及び旧東郷町で組織する日向地区衛生施設組合において設置され、関係市町の一般可燃ごみの焼却処理を行っていました。平成12年4月からは旧南郷村、旧北郷村、諸塚村も同組合に加入し、平成13年4月1日から広域連合が運営主体として事務を承継しています。

平成11年4月からダイオキシン類削減対策として24時間完全連続運転を実施し、運転管理業務は民間に委託しています。

平成12、13年度では排ガス高度処理施設、灰固形化処理施設の新設を含めた基幹的施設整備事業を行い、公害防止機能の向上を図っています。

平成19年度には、圏域内で単独処理を行っていた美郷町西郷区及び椎葉村が本事務に加入したため、全域において共同処理体制が確立されました。

平成20年度に、安全で安定した処理能力を確保しながら施設の延命化を図るなどの目的で、「清掃センター更新計画等検討委員会」を設置し「焼却処理施設延命化長期計画書」(以下「延命化長期計画書」という。)を作成しました。平成22年度に、国の「循環型社会形成推進交付金制度」が創設されたことから、交付金を活用し施設の基幹的設備改良事業を行うこととなり延命化長期計画書の見直しを行いました。

【現状と課題】

清掃センターは、供用開始以来20年を経過し設備機器の老朽化が進んでいる中で、安全で安定したごみ処理を行うため、公害対策の充実、計画的な設備機器類の整備を実施し、施設の延命化を図る必要があります。

構成団体は、少子高齢化社会の到来等、人口減少に伴う社会状況の変化に考慮しつつ、循環型社会に対応した、より効率的なごみ処理を行うために、ごみの分別方法や有料化、生ごみの資源化など、統一したごみ減量化施策を推進する必要があります。

焼却量の推移

(単位：トン)

| 区分・年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| 日向市 | 23,492 | 23,130 | 22,361 | 21,031 |
| 門川町 | 6,580 | 6,616 | 6,006 | 6,003 |
| 美郷町 | 860 | 810 | 824 | 903 |
| 諸塚村 | 294 | 259 | 197 | 192 |
| 椎葉村 | 435 | 393 | 371 | 381 |
| 合計 | 31,661 | 31,208 | 29,759 | 28,510 |

平成18年度の美郷町及び椎葉村の数値には美郷町西郷区及び椎葉村の処理量が含まれている。

施設の概要

| | |
|------|--------------------------------------|
| 所在地 | 日向市大字富高 2192 番地 |
| 供用開始 | 平成 3 年 3 月 |
| 処理能力 | 160 トン / 24 h (80 トン / 24 h × 2 基) |
| 処理方式 | 全連続燃焼式焼却炉 |

【施策の展開】

(1) 適正な管理・運営

日常の点検整備の強化や、運転業務の改善に努め、施設の適正な管理・運営による安定した処理能力を確保しながら、ダイオキシン類等の低減や温室効果ガスの排出削減等の環境負荷の低減対策に取り組みます。

また、宮崎県ごみ処理広域化計画や構成団体の廃棄物処理計画などとの整合性のとれた処理体制の構築に努めます。

(2) 施設の延命化の推進

国の地球温暖化対策(CO₂ 削減) 及び廃棄物処理施設延命化対策に対応した、循環型社会形成推進交付金事業を活用して清掃センターの主要設備である燃焼設備、排ガス処理設備などの改良を行い、施設の延命化の目標を 10 年から 15 年に延長しさらなる延命化を図ります。

(3) 情報の公開

焼却量やダイオキシン類濃度など、施策の運営にかかる各種情報や構成団体によるごみの分別、資源化について幅広く公開し、開かれた行政運営に努めます。

(4) 関係機関との連携

国・県、構成団体、4 R 推進協議会などの関係機関と連携し新たな政策の導入等について調査研究を進め情報の共有化を図りながら、施策を円滑に推進します。

また、施設周辺地域の環境保全対策については施設所在地の日向市と協力して対応していきます。

構成団体は、「延命化長期計画書に掲げるごみ減量 20%」を目標としたごみ減量化施策を推進します。

広域連合は、構成団体が行うごみの減量、リサイクルの推進などの施策について積極的に協力します。

| |
|---|
| 循環型社会形成推進交付金制度のうち、基幹的設備改良事業は温室効果ガス(CO ₂) 3 % 削減が可能で、老朽化が著しい設備機器等の改良工事を行い延命化を推進する事業に対して助成する制度。平成 22 年度に創設された。 |
|---|

4 広域計画の期間及び改定に関すること。

この広域計画の期間は、原則として平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間とし、5 年間を単位に、計画期間満了前に見直しを行うものとします。ただし、事務の追加等変更の必要が生じた場合などにより本広域計画の変更が必要な場合は、適宜改定することとします。

資料編

- 1 協議組織
- 2 委員名簿
- 3 策定経緯
- 4 策定フロー図

1 協議組織

日向東臼杵南部広域連合広域計画策定等委員会設置規程

(平成 17 年 7 月 26 日訓令(乙)第 3 号)

(最近改正 平成 22 年 10 月 15 日訓令(乙)第 1 号)

(設置)

第 1 条 日向東臼杵南部広域連合規約(平成 13 年宮崎県シレイ 217 - 1310。以下「規約」という。)

第 5 条に規定する広域計画(以下「広域計画」という。)の策定等を行うため、日向東臼杵南部広域連合広域計画策定等委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 広域計画の策定に関すること。
- (2) 規約の変更に関すること。
- (3) その他日向東臼杵南部広域連合(以下「広域連合」という。)の運営に関し必要な事項。

(組織)

第 3 条 委員会は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、副長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(会長)

第 4 条 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、広域連合事務局において処理する。

(委任)

第 7 条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 17 年 7 月 26 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 18 年 2 月 25 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 22 年 10 月 15 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

日向市環境整備課長

日向市市民課長

門川町環境建設課長

美郷町町民生活課長

諸塚村住民福祉課長

椎葉村税務住民課長

日向市総務課長

日向市財政課長

日向市職員課長

日向市企画情報課長

2 委員名簿

| | 職名 | 氏名 | 備考 |
|----|-----|-------|------------|
| 1 | 会長 | 伊藤 惇一 | 広域連合 副長 |
| 2 | 副会長 | 大石 真一 | 日向市 企画情報課長 |
| 3 | 委員 | 佐藤 尚登 | " 環境整備課長 |
| 4 | " | 黒木 朗次 | " 市民課長 |
| 5 | " | 和泉 満義 | 門川町 環境建設課長 |
| 6 | " | 峰村 芳生 | 美郷町 町民生活課長 |
| 7 | " | 尾形 仁巳 | 諸塚村 住民福祉課長 |
| 8 | " | 椎葉 良詔 | 椎葉村 税務住民課長 |
| 9 | " | 黒木 一彦 | 日向市 総務課長 |
| 10 | " | 村田 京一 | " 財政課長 |
| 11 | " | 甲斐 敏 | " 職員課長 |

3 策定経緯

| 日 程 | 会議・作業等 | 内 容 |
|---------------------------------|---------------------------|---|
| 平成 22 年 2 月 2 日 | 広域連合関係課長会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度事務事業について ・広域計画の作成について |
| 4 月～10 月 | (作業)進捗状況把握等 | <ul style="list-style-type: none"> ・広域計画の進捗状況把握 ・平成 17～21 年度実績のまとめ ・広域計画作成、資料収集 |
| 10 月 21 日 | 第 1 回 広域計画策定等委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・次期広域計画の策定について ・現広域計画の進捗状況 ・経緯、現状と課題 ・今後の方針と施策 |
| 平成 21 年 10 月 ～平成 22 年 10 月 | (情報提供) 広域連合だより 18～21 号 | <ul style="list-style-type: none"> ・広域連合の現状と課題 ・運営協議体制の充実について ・規約と広域計画について |
| 10 月～12 月 | (作業)素案作成 | 広域計画素案の作成 |
| 12 月 10 日 ～16 日 | 構成団体との協議(書面) | 広域計画素案の意見聴取 |
| 12 月 22 日 | 第 2 回 広域計画策定等委員会 | 広域計画素案について |
| 12 月 24 日～ (平成 23 年)1 月 11 日 | パブリックコメント実施 | ホームページ等で公開 |
| 平成 23 年 1 月 20 日 | 構成団体との協議(書面) | 広域計画案、副広域連合長承認 |
| 1 月 25 日 | 広域計画案決定 | |
| 2 月 24 日 | 議会 平成 23 年第 1 回定例会 | 提案、議決 |
| 2 月 24 日 | 広域計画公表 | |
| 3 月 18 日 | 構成市町村へ送付、公表、 県知事へ提出 | |
| 4 月 1 日 | 広域計画施行 | |

4 策定フロー図

